

市 有 財 産 賃 貸 借 契 約 書 (案)

市有（普通）財産の賃貸借について、賃貸人 由布市長 相馬尊重 と 賃借人 ○○○○○○○○○ とは、次の条項により契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、その所有する次に掲げる物件を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

区分	所在地	名 称	面積	備 考
建物	由布市挾間町 朴木 7 2 9 番地	朴木サテライト オフィス	53 m ²	木造 平屋建て

(期間)

第2条 賃貸借物件の貸付期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借物件の賃貸借料は、月額30,000円とする。

2 賃借人は、賃貸借料を賃貸人が発行する年度ごとの請求により指定する期日までに賃貸人に支払うものとする。

(用途)

第4条 賃借人は、賃貸借物件を貸付申請時の目的であるサテライトオフィスとして使用するものとする。

(維持管理)

第5条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(原形変更等)

第6条 賃借人は、賃貸借物件の原形を変更しようとするとき、又は使用目的を変更しようとするときは、事前に書面により、賃貸人の承認を受けなければならない。

(損害等)

第7条 賃借人は、賃貸借物件で発生した事故等については、賃借人の管理責任において処理しなければならない。

2 賃借人は、故意又は過失により賃貸借物件を損傷したときは、賃貸借物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 賃借人は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。

2 賃借人は、賃貸借物件を使用する権利等を設定し、又は譲渡してはならない。

(契約の解除)

第9条 賃貸人は、次の事項に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 賃借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 賃貸人が、この建物を必要とするとき又は処分するとき。
- (3) その他、特別な事情が発生したとき。

2 賃貸人は、前項により、この契約を解除する場合は、6ヶ月前までに書面で賃借人に通知するものとする。

3 賃借人は、第1項を理由とした契約の解除によって損害を受けた場合は、賃貸人にその補償を請求することはできないものとする。

(費用の負担)

第10条 賃貸借物件の維持管理のために支出する費用及び建物に附帯する光熱水費等の費用は、全て賃借人の負担とする。

2 この建物の土台、柱、屋根等の主要部分に関する大規模な修繕料の負担は、賃貸人と賃借人が協議して決定し、その他の修繕料の負担は賃借人とする。

(原形回復)

第11条 賃借人は、貸付期間が満了したとき又は契約を解除したときは、賃貸人の指定する期日までに土地・建物を原形に回復して、賃貸人に返還しなければならない。ただし、特に市長が承認したときは、この限りではない。

(地域との交流)

第12条 賃借人は、施設使用にあたり関係機関との連携を積極的に行うものとする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項は、賃貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 月 日

賃貸人 住 所 由布市庄内町柿原302番地
氏 名 由布市長 相馬 尊重

賃借人 住 所 ○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○ ○○○○○